

---

プロジェクト      リース

項目                      第 511 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 511 回企業会計基準委員会（2023 年 10 月 5 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 借手のリース期間

### （借手のリース期間は解約不能期間とすることが適切であるとの意見への対応）

2. 事務局提案に賛成する。延長オプションを行使する明らかな経済的インセンティブがある場合には、延長オプションの対象期間を借手のリース期間に含めるべきと考える。
3. 税との関係について寄せられている意見に対しては質問 4（個別財務諸表への適用に関する質問）で検討を行うことを前提に事務局提案に賛成する。また、借手のリース期間に延長オプションを考慮しない場合には国際的な会計基準と整合した会計基準とみなされなくなることから、借手のリース期間に延長オプションは考慮せざるを得ないと考える。
4. 事務局提案に賛成する。会社法への影響が懸念されるという意見に対しては、会社法の目的の 1 つである債権者保護の観点からは法的債務性がない負債が計上されることは問題ではないと考える。また、会社法の分配可能額に与える影響については、算定にあたって当該債務を含むか含まないかに応じて調整を行う対応も可能であると考え。
5. 会社法への影響について、本会計基準案等においては借手が行使することが合理的に確実である延長オプションの対象期間にかかる借手のリース料もリース負債として計上されるため、そのような推定的な債務が多額の有利子負債として計上されることの影響は懸念がある。
6. 事務局提案に賛成する。前項の有利子負債を懸念する意見に対しても、「合理的に確実」が高い閾値であることが理解されることによってある程度解消されるものと考え。
7. 第 5 項の有利子負債を懸念する意見に対して、単一の会計処理モデルを採用する以上、有利子負債として取り扱われることは避けられないと考える。

### （延長又は解約オプションの行使可能性に関する「合理的に確実」の閾値の明確化を求める意見への対応）

8. 本適用指針案 BC22 項の修正案について、「合理的に確実」は蓋然性が高いことは記載されたものの、参考として記載されている Topic 842 の記載「発生する可能性の方が発生しない可能性より高いこと (more likely than not) よりは高いが、ほぼ確実 (virtually certain) よりは低い」では具体的な説明としては足りていないと考える。理解を促進するためにも、経済的インセンティブの変化により「合理的に確実」とされる期間を説明するような設例を追加することをご検討いただきたい。
9. 本適用指針案 BC22 項の修正案について、Topic 842 の考え方を参考として示すのではなく、日本基準として特定の表現を入れて高い閾値であると示すことが適切であると考ええる。
10. 「経済的インセンティブ」を「重大な経済的インセンティブ」と変更するなど、「合理的に確実」がより高い閾値であることが分かるように表現の工夫は必要と考える。

#### **(リースの強制力に関するガイダンスを追加すべきとの意見への対応)**

11. 事務局提案に賛成する。IFRS 第 16 号 BC127 項の記載を含めると判断の不確実性がかえって増加することになること、また、当該記載の影響を受ける契約は少ないと考えられるため、簡素で利便性が高い基準という観点からは、ガイダンスは追加する必要はないと考える。

### **コメント対応表 (質問 8)**

#### **(コメント 8-4)**

12. 振当処理が「解約不能期間に相当する部分に限られる」とする記載について、必ずしも解約不能期間に相当する部分に限られないと考えられるため、記載内容を見直す必要があると考える。また、コメント対応案の記載については、コメント対応表に記載するレベルではなく、結論の背景に記載するレベルの内容であるため、どのように対応するのかも含めて再検討することが必要であると考ええる。
13. 振当処理が「解約不能期間に相当する部分に限られる」とする記載について、リース負債は金銭債務であると考えられ、延長オプションの対象期間について振当処理を否定すると、リース負債の一部が異なる性質があるという整理になることから、コメント対応案の記載については見直しが必要であると考ええる。

#### **(コメント 8-9)**

14. IFRS 第 16 号と同様に受け取ったリース・インセンティブは固定リース料から控除することを明記することとする事務局提案に賛成する。リース・インセンティブの内容につ

いては、IFRS 第 16 号と同様の定義を記載することで実務上も対応可能であると考え  
る。

### 少額リースに関する簡便的な取扱い

#### (300 万円以下のリースに関する簡便的な取扱いについて、解約不能期間に基づき閾値を定める点に対する意見への対応)

15. 理屈上は事務局の分析のとおりと考えるが、重要性がないリースに対する簡便的な取扱いであることを踏まえると、実務コストの観点からは解約不能期間のみならず延長オプションまで含めて判断する必要があるかは疑問がある。
16. 前項の疑問に対応するため、アウトリーチにより少額リースの実態を把握することが必要であると考え。

#### (IFRS 第 16 号における簡便的な取扱いについて米ドルで閾値を設定している点に対する意見への対応)

17. 「原資産の価値が一定金額以下のリース」と定め、結論の背景に IFRS 第 16 号と整合性を図ったものであることを追記する（以下「(案 1)」という。）とする事務局提案に賛成する。公開草案の記載を変更し、適用指針の本文ではなく結論の背景において IFRS 第 16 号における原資産が少額であるリースの取扱いとの整合性を図ったものであると記載する場合でも、「およそ 5 千米ドル」という数値については結論の背景に明記することが必要であると考え。また、「原資産の価値が新品時におよそ 60 万円以下のリース」と定め、結論の背景に当該定めが IFRS 第 16 号における原資産が少額であるリースの取扱いとの整合性を図ったものであること、2015 年の為替レート約 120 円で換算したものであることを追記する案（以下「(案 2)」という。）を採用しない理由として、事務局で記載している「IFRS 任意適用企業が IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても基本的に修正が不要となることを想定するという目的を達成することができない可能性がある」とするよりは、60 万円という中途半端な数値を基準にすることに懸念があることが理由となると考える。
18. (案 1) とする事務局提案に賛成する。公開草案と同じ (案 3) については、米ドルでの記載は分かりにくく、どの時点の換算レートを用いるべきなのかの論点を生じさせる可能性があることから、変更する方が良いと考える。なお、(案 2) の理由について、IFRS 第 16 号との整合のみを考慮することは日本基準を開発するうえでの最優先項目ではないと考えられるため、適当ではないと考える。

19. (案1) とする場合、「原資産の価値が一定金額以下のリース」との表現よりも、「原資産の新品時に少額であるリース」や「新品時に個々に少額であるリース」等、少額のイメージが分かる記載にする方が良いと考える。
20. (案1) とする場合、300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いについても、適用指針の本文においては定性的な表現とし、結論の背景において300万円及び5千ドル等の具体的数値を示すことが良いと考える。
21. 本会計基準案等が過度に煩雑となることを避けるため、少額リースの実態をアウトリーチしたうえで再検討してはどうかと考える。

## コメント対応表（質問10）

### （コメント10-5）

#### 少額リースの判定において、契約結合後のリースで判断する案（以下「【案1】」という。）に賛成する意見

22. 少額リースの簡便的な取扱いは、原則的な方法である使用权資産とリース負債を計上する方法の例外的な定めであることから、少額リースに該当するか否かの判定の段階において簡便的に判定を行うことは望ましくないと考える。
23. 契約結合後で判定することを本会計基準案等へ記載する際は、契約の結合の取扱いを結論の背景で記載していることと整合させ、結論の背景にて記載することが良いと考える。

#### 結合前のリースで判断することを妨げないとする案（以下「【案2】」という。）に賛成する意見

24. 現行の企業会計基準適用指針第16号において300万円以下のリースに関する簡便的な取扱いを契約の結合前で判断することによる弊害が生じているのであれば【案1】とすることも考えられるが、特段の弊害がないのであれば、300万円以下のリースに関する簡便的な扱いを定める目的が現行の企業会計基準適用指針第16号における取扱いを踏襲し事務コストを軽減することにあることを踏まえ、より簡便的な方法である契約の結合前で判定をする【案2】が適当と考える。
25. 重要性がない少額のリースについての取扱いであること、簡素で利便性が高いという基準の方向性を踏まえると、【案1】は事務コストがかかる点が懸念される。

### （コメント10-15）

26. IFRS 第 16 号 BC86 項の財務諸表に対して重要性がない場合の取扱いは、複数の意見が聞かれていることを踏まえて、本会計基準案等において採り入れるかどうかを再検討すべきではないかと考える。そのうえで、採り入れる必要がないという結論になるのであれば、採り入れなかった理由を結論の背景に記載することで本会計基準案等への理解が深まるものとする。

以 上